

(仮称) 宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、加美町において、最大で出力 58,800 kW（定格出力 4,200 kW、風力発電設備 14 基）の風力発電施設を設置する事業であり、本県における再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺には集落のほか、薬菜山を中心とした観光施設が位置しており、景観への影響に加え、工事中や施設の供用による騒音、鳥類やコウモリ類のバードストライク等の環境影響が懸念される。

このことから、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加えて、風力発電設備の設置基数の削減や配置の再検討を含め、環境影響の一層の回避、低減に努めること。

1 全般的事項

(1) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で事業を進めること。

(2) 事後調査の実施について

予測結果に不確実性を伴う項目について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講ずること。

(3) 追加的な環境保全措置の検討

施設の稼働に際しては、影響が小さいと評価していても、他県の事例や最新の知見を見ると、騒音や風車の影の苦情が発生する事例があるため、苦情があった場合の環境保全措置も検討し、評価書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音による影響

イ 建設機械の稼働による騒音については、5%時間率騒音レベルだけでなく、等価騒音レベルも予測及び評価し、評価書に記載すること。

ロ 漆沢集落における施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果が、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）により定められた指針値に近い値である。このことから、騒音の事後調査を実施した上で、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

ハ 風車の稼働に係る騒音については、特に静穏な地域において、環境基準を下回る騒

音レベルでも問題等が生じている事例がある。評価に当たって、事業区域は環境基準の類型指定はされておらず、上記ロの指針値を用いているが、可能な限り騒音の影響を低減するよう環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影による影響

風車の影になる時間が「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成 25 年 6 月、環境省）に記載の指針値（年間 30 時間以上かつ 1 日 30 分間を超えないこと）を超える予測となっている住宅等があることから、当該住宅等に対しては、事前に適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 動物に対する影響

イ 鳥類の事後調査について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－」（平成 24 年 12 月、環境省）を参考に、クマタカの生息が継続していることが確認されるまで、工事着手後最大 5 年の事後調査を実施すること。また、クマタカの衝突予測数がやや高いことから、更なる環境保全措置を計画し、評価書に記載すること。

ロ コウモリ類の事後調査で、バットストライクが多く確認された場合は、フェザリング、カットイン風速の変更及び超音波発信装置の設置など、衝突防止のための環境保全措置を講ずること。

ハ ヒメボタルについて、事業区域内にも分布している可能性が高いため、ヒメボタルの生態を踏まえて、予測及び評価すること。

(4) 植物に対する影響

ハクウンランについては、移植が成功する可能性が低いと考えられることから、影響の回避を前提とした環境保全措置を講ずること。

(5) 生態系に対する影響

イ 両生類、は虫類及び小型哺乳類等の地上を徘徊する小動物の轢死に対し、更なる環境保全措置を講ずること。また、小動物の轢死の状況を確認するため、事後調査を実施すること。

ロ 風力発電設備の夜間照明によりホタル類の繁殖に影響を与える可能性があることから、影響を適切に評価した上で、更なる環境保全措置を講ずること。

(6) 景観に対する影響

イ やくらいリゾート及びその周辺からの眺望については、影響の回避を前提にした環境保全措置を講ずること。

ロ 周辺の人工構造物の存在から、景観特性を著しく損なうものではないとしている

が、風力発電設備は動くものであることを踏まえて、適切に評価すること。

ハ 風力発電設備の色彩については、無彩色の使用を検討すること。

(7) 放射線の量

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、事業区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を適切に把握すること。